

209

374
永久保存

皇國國民主義

312.4

2/8294

寄贈

非賣見本版

省務内
11.3.13
(版出通善)

神聖政府とは何ぞや

ト部直輔著

(納付)

三月廿七日字筆了禁止
別紙カード
大島



1

0002956-000

特501-172

皇國國民主義

ト部直輔・著

東風閣東京事務所

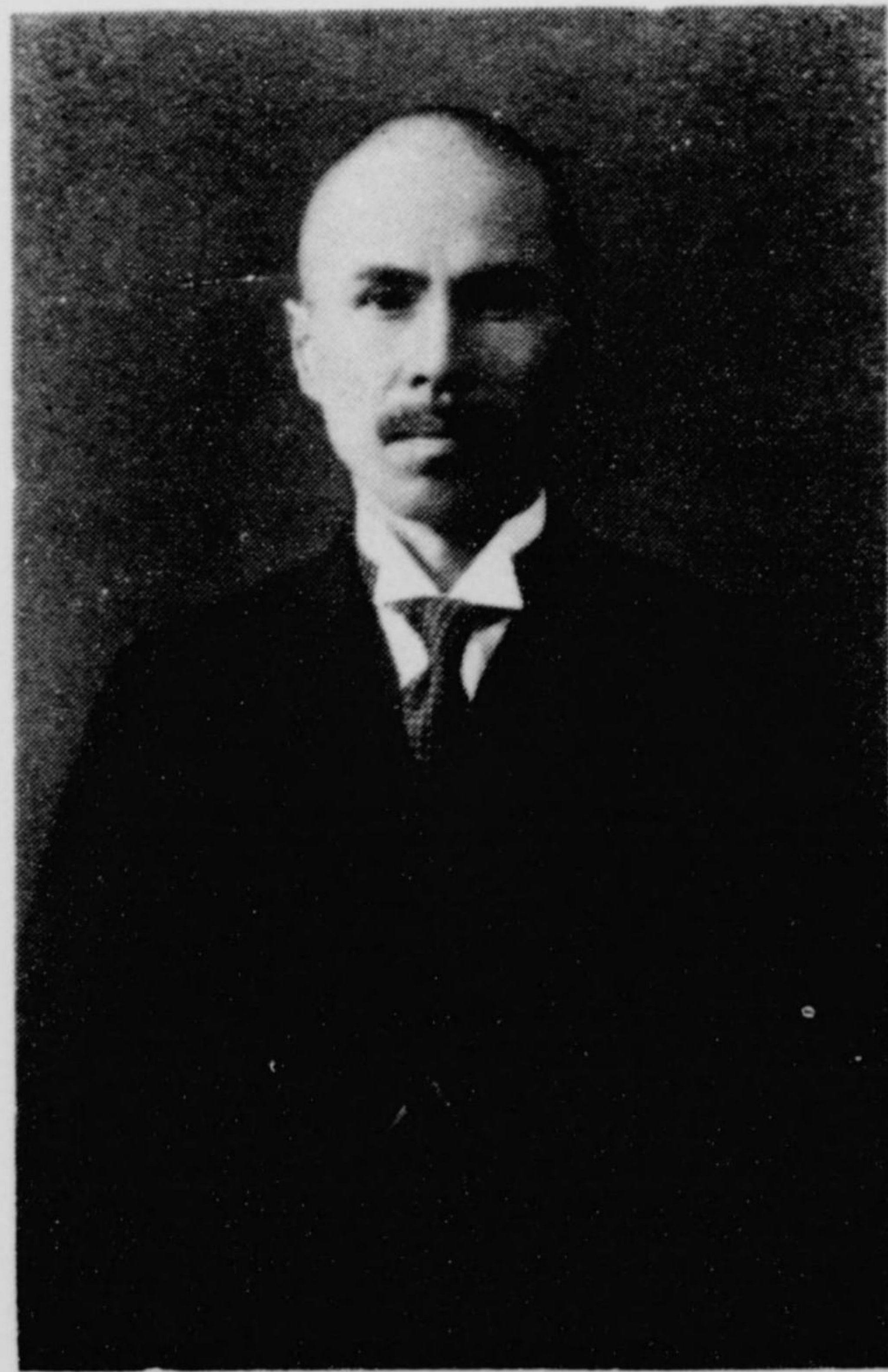
昭和11.3

ABA

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年3月2日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

#501
172

いどかしてみて先づこの小著見本版を
日本國民としての人キヤラクター格を代表するで
あらう私の敬愛する若干の諸賢にささ
ぐ三讀四讀御精覽のほどを祈り奉る



影 小 者 著



1094555

皇國國民主義

目次

一、序	一
二、皇國國民主義の發生	一三
三、皇國國民主義の主張	二四
(一) 天皇政治	二四
(二) 勤勞至上	二七
(三) 金錢	二九
(四) 感恩	三一

(五) 優越感の否定	………	三二
(六) 扶助	………	三五
(七) 教育	………	三八
(八) 農民保護	………	四一
(九) 法律の改訂	………	四三
(十) 資本主義再組織	………	四五
(十一) 愛國金庫	………	四八
四、神聖政府	………	五三
五、餘録	………	五九

皇國國民主義

ト 部 直 輔

一、序

(一) 自由主義は、資本主義の發育から完成までを象徴する全能神オムニポテンスであつた。ファツシズムは、資本主義の末期構成に依存して、社會主義並に共產主義を驅逐するための大きなものであつた。其が解かれて、此處に、資本主義の後繼者が決定した。

果して、資本主義の正常相繼人は國民主義であつた。申すまでもなく、國民主義は全体主義であり同時に普遍主義である。即ち、それは、機械的社會

二
觀を當爲する個人主義思想が没落して、有機的社會觀を當爲する普遍主義に轉換した事である。換言すれば、社會は個人の手段であると考へた個人思想が、個人こそかへつて、社會の手段であると考へるに至つた普遍主義に、潑瀨な眞理が芽生えたのであつた。蓋し、國家を根とした國民全体の一切は有機的に相關し、此處に、一國家即國民即社會の全体がよく一個の個体として絶對化し、渾然一体の態様に於て、よく、發展、生成、創造へと、浸々として停滯なく移行すべく、政治、經濟、法律、文化の一切を、單純にして、健全なる、人間悟性の原則に一新すべく、その嚮ふべき「眞」の道を發見したのであつた。

(二) されば、來るべき日本の大陸進出と、世界制御のための、内包たり、また、外莖たるべき、今後の工業日本、産業日本、貿易日本の大飛躍と、並に、それと不可分なるべき失業救済、社會不安の

徐去、農民貧困性の抹殺、等々が、舊態依然たる資本主義指導原理に據つて導かるべきであるとするなれば、それは實に、日本のために、致命的な過誤であると言はねばならぬ。

(三) ここに、私は、我が日本こそ、皇國日本に妥當する、しかも、歐米國家の模倣だに出來ない、全世界に比類なき、特異なる國民主義！ その、いと森嚴壯重大旆を掲げて、世界に君臨しなければならぬことを創見するものである。おゝ、皇國國民主義、それは、實に、資本主義善、社會主義善、ファッシズム善の總和であり、同時に、超社會主義でもあり、超ファッシズムでもあり、超資本主義でもある。光は東方より、實に、それは、世界の黎明への燦然たる光芒である。


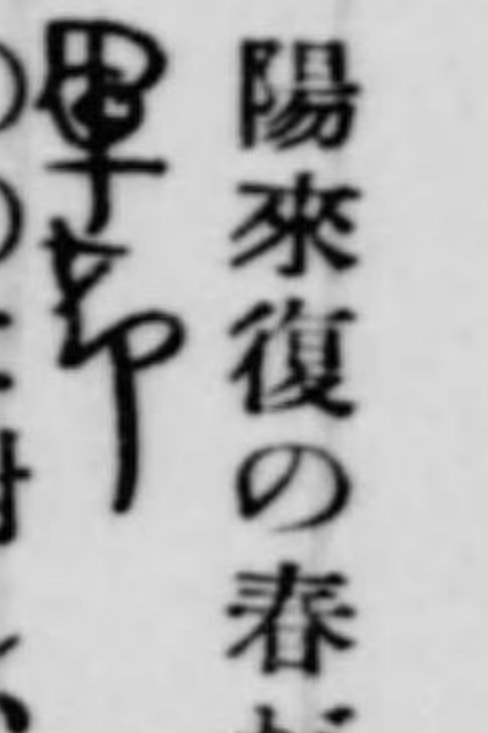
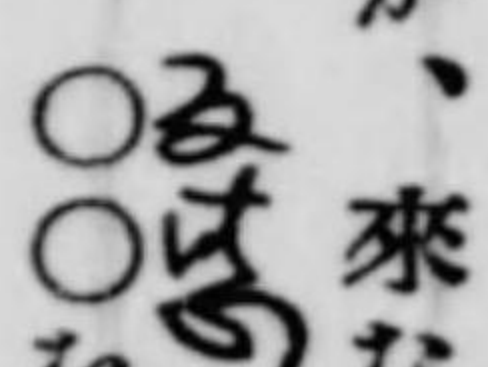
(四) 偉大なる人物に依つて率ゐらるゝ、偉大なる政府の出現を、國民は翹望する。偉大なる人物は偉大なる思想が生み出すものである。偉大なる思想として、わが日本は、日本精神、或は、皇道精神といふ、世界に比類なき思想を持つ。がしかし、この偉大なる思想の下に生れ出づる大人物は、もとより、政黨からも、官僚からも、資本家からも、出て來る筈がないことは、極まりきつてゐる。

(五) 政黨といふ我利々々結社は、はたまた、資本主義治下の指導者階級は、偉大なる大人物に依つ

て、運営せらるゝ偉大なる政治より、凡庸無能なる政治家によつて營まるゝ、苟安政治の方が、萬事都合がよいのである。都合がよいどころではない、あべこべに、凡庸政治家を指導操従することが出来るのである。さてもく、自由主義と個人主義が、資本主義と政黨政治に繋がる腐れ縁は、容易なことでは断ち切れるものでない。さて、然らば、折角恵まれて来た、しかも、今、將に、好調期にある日本精神の大思想下に偉大なるキャラクターとなり得るものは、何者かといふことである。やつぱり「〇〇」でなければならぬと、私は断言する。

(六) 政黨は政治は上手だといふ。上手な政治家では困るのが日本の今日である。上手な政治家に明断を求むることは、太陽の西より出で、東に没することを望むより難いのである。國民は上手な政治家に飽き／＼してゐる。今後の日本は、いくら改心したといふても、所詮は、上つ調子な、民衆に媚る様な、しかも無信念であり、しかも政權本位である、片々たる政黨政治家では、到底背負つていけないものではない。わが金歐無缺の日本に、政黨ほど惡質の結社が、他にあるであらうか。日本の憲法の何處にも、政黨なる文字は録されてゐない。神聖な職責にある衆議院議員や、貴族院議員が、勝手に

に結社を作つて、天皇政治の冒瀆である政權の獲得を策謀するなんて、實に、言語同断のことである封建時代の鎌倉政權や徳川政權と別に撰ぶところはない。

(七) 私は一布衣たる一農夫に過ぎない。何か因縁があつて、腰を入れるものではない。此頃何かと論議の對象になりつゝある〇〇も、やがて捲土重來するときがあるであらう。其時こそ、日本の爲に、本當の一陽來復の春が、來なければならぬと、確信するからである。一般〇〇〇〇階級や指導者層は、兎角、〇〇に對し、〇〇を持つ僻がある。が、それは大變惡いことである。かつては、〇〇離間の策謀さへあつたやうに聞いた。そこで、私は、斯ういふ〇〇に反問する。日本から〇〇を差引けば何が残るか、飛躍産業日本が残るといふのか、それはまあ餘りにも皮相な短見である。何んとなれば、この地球上に於ける大國家にして、軍備と産業が離ればなれになつて、跛行的に存立する國家が何處にあるであらう。實に、國家の内包は、軍備即國力即産業發展であつて、軍備の旺然たる國家にして、初めて、偉大なる産業飛躍が約束されるものであることは、余りに明白である。故に、軍備費は、國家の不生産的支出であると思ふ舊式な自由主義財政家こそは、頭腦だけが十九世紀にとり残

六
されてゐる骨董的財政家である。まして、軍備費膨脹が、農民の厚生を犠牲にするものだと、犬の遠吠をやつてゐる政黨政治家に至つては、其愚や寔に憐むべきである。私は、永遠的生命を持つ國家の營爲途上に於て、國家の情勢が必然する、臨機の緊要な軍備程、效果的な、本然的支出は、他に絶對に無いと思ふ。しかも、それが、戦争を未然に防ぎ、尙且つ、戦わずして捷つための絶對唯一の途であるとき、尙更である。若し、日本に於て、過去數十年間、一文の軍備も費やさなかつたなら、それだけの國費が、悉く生産的支出に役立つたかどうかを考察して御覽なさい。それは、日本が、支那であり、蒙古であり、印度である以外に、何んでもないことである。況んや、自信ある軍備を持つ國家の民族的國民的昂揚の崇高さは、國家營爲の他の一切を以つても、償ふことの出来ないものであるに於ておやであります。故に、日本が永世中立國になつて、武装を解除し、富士山にケーブルカーを仕懸け、全國津々浦々までをモノコ化し、外國觀光客の持つて來る金貨を目あてに生活することを理想とする國家でない限り、嚴として旺然たる軍備を整ひずして、國力の發展を望むことは、木に據つて魚を求むるより難いことである。然るとき、世の所謂識者なるものは、日本は、世界の大国との軍

備競争に堪えられず、遂に、破産してしまはなければならぬと、愛國者らしい宣託を口上する。然り舊態依然たる政黨政治や官僚政治で、舊態依然たる資本主義的經濟的帝國主義を、抱守するに於ては必ず、日本は、軍備の負担に堪えられずして、破産すべきであると、私も斷言する。故に刻下、日本の對内的對外的客觀情勢の窮迫裡に於ては、日本の國民にとりて、政友會の代議士が何名にならうと民政黨が何名増加しやうが、昭和會がキャツシングボードを執るであなうが、なんて詮議だてするなどは、余りに兒戯に類する枝葉末節のことである。それ程に、日本の今後を將來すべき政治規範は、非常なる創造を必要とするものである。即ち、軍備に於ても、産業に於ても、工業力に於ても、科學に於ても、文藝に於ても、何んでもかでも、世界を畏服さすべき政治規範、しかも、それは、他の何れの國家も、その片鱗だも模倣することの出来ない政治規範、を必要とするのである。それが、即ち皇國々民主主義の政治である。

(八) 過去に於ける日本の偉大さは、國家豫算の比較的な多分を、(即ち昭和十一年度に於て、國家歳出總豫算二十二億圓に對し四割五分、特別會計をも包含する純計國家總豫算八十億圓に對する一割二

分強、軍備に投ずること、一般民衆、特に、農民と労働者が、低生活と低賃金を忍んでゐることにあるのである。この二つが、日本を世界に光輝あらしめてゐる特異ではないか。この二つの日本の特異を日本から控除すれば、残るものは零である。産業家や資本家の努力と手腕は第三義的のものである。

(九) 皇國々民主義提唱の動機は、國体明徴問題の發生に胚胎する。國体明徴問題、それは、滿洲事變を楔機として、日本の○○が放つた、日本の政治機構への發言權を内包する大きなヒットであつた昭和維新斷行は、五・一五事件で、その先驅的任務が遂行され、國体明徴問題に於て、その大義名分が闡明せられたものである。舉國內閣を標榜する無能な岡田内閣が、最初より、國体明徴問題に對し不誠意の限りを盡し、しかも、遂に、○○の迫力に壓へられ、數次の聲明を敢てし、最後に、その聲明の結論的文字として、「政教其他百般の事項總べて萬邦無比なる我が國体の本義を基として其の眞髓を顯揚することを要す」と、明白なる大義を闡明せるに至れること、蓋し、有史以來特筆大書すべき事件である。戦争に強きのみが日本の○○ではなかつた。實に 天皇に對する忠誠を代表し 陛下の

軍部

赤子の總意となつて、皇國の社稷を永却の大安住に置いた功績と名譽は、余りにも至大である。

(一〇) 然るとき、私は痛感する。○○の爲すべき任務は、進むべき○○○○は、此處に〇つてよいのであらうか。政黨惡、資本主義惡が、愈々以つて、自由主義惡を駕御し、世は、將に、ロマン・ローランの嘆息するが如く、鈍重に汚れた空氣の中で、陋考な利己主義の蘊釀裡に窒息してゐるではないか。時恰も國体明徴に依つて示されたる大義名分は、余りにも、判然と、皇國の國民的舉國への新政治動向を決定的ならしめてゐる。即ち、私は、この際、我が「○○」は、この大義名分を、政治の實際に顯揚する任務を、斷じて、黨人根性、官僚根性の奴隸たる、既成政治家の手に委ねてはならぬと主張するものである。實に、わが國民、即ち、政黨人、資本家、乃至は、明哲保身を循に、唯一身一家の利害休戚にのみ没頭してゐる、○○○○支配階級層を除外する、超々絶對多數の國民は、最後の信頼を我が光輝ある○○の上に置いておるのである。然るとき、若し、○○に於て國民の信を裏切らんか、○○は、只、○○のため○○であるに過ぎないと結論されるとき、噫々、われ何おか言はん。此處に、皇國民生の終焉あるのみであります。

軍部

①
（一）〇〇は〇たねばならぬ、また、〇〇へきときである。報國丹心の一片だに豫期することの出來ない、我利々々亡者の政黨人や官僚輩の、滔々たる俗論が醸す、政治的小術數、經濟的小策略に、耳を籍すことは斷じてならぬ。

（二）しかし、この場合、私の宣揚せんとする皇國々民主義が、日本の「〇〇」を礎石とした、日本ファッショそのものであると、誤解さるゝことを私は最も恐れます。何んとなれば、ファッショとミリタリズムを同一視することは、少くとも、日本の軍部に對する大なる侮辱であると信ずるからであります。又何んとなれば、日本の軍部はミリタリズムを代表するものに非ずして、天皇に對する國民の忠誠と、國民の清純なる良心とを、代表するものであると信ずるからであります。

（三）而して、最後に、私は、皇國々民主義が持つ指導精神に依存する政治的顯揚は、「日本〇〇」の如き、「撰ばれたる強力」に依つてのみ、初めて、建設的國策の具現と、實質的進行が齎らされるものである事を宣明する。重ねていふ、月並的な、骨董的な、政黨政治や、官僚政治や、所謂擬裝舉國內閣的政治や、資本主義政治では、日本は必ず終焉する。何遍總選舉を繰り返へしても、チャーナリ

ズムが、いくら、政黨をスターにすべく最肩しても、結局無駄なことである。日本國民に残された唯一の「眞」は、日本の光榮を背負ひつゝある日本^軍に據つて、神聖純一なる 天皇御親裁てふ、政治の坦々たる大道を、直進すべきことである。而して、そこに、結成されたる、國民の比類なき團結によつて、一日も早く、一刻も早く、國民の全能力を、國家經營に參與綜合せしむることである。

（四）尙、最後に、且つ、卒直に敢て曰はん。私の宣明する、この皇國々民主義主張の信條は、わが親愛なる日本の國民個々の差別相を否定し、國民の總てを、菩薩道に引き入れしむるに足る、神の威力があるとは信じませぬが、不肖ながら、私の愛國的操志が、私をして、血と涙とを以つて綴らしめた、皇國日本のための大憲章として、五・一五事件に續く國体明徴問題と、また、それにつゞくべき必然さを持つ、昭和維新第三期を劃する、思想の綜合的な歸一であることを斷言します。而して、私は、この皇國々民主義の思想をして、全日本國民に絶對普遍化すべく、微力な私の上に課せられたる、天命の前に、肅然として、跪づくものであります。

因みに、この小著は、皇國々民主主義の原論とも見做すべきものであります。やがて、各論に筆を執らねばなりません。皇國々民主主義失業對策、同教育實策、同防貧實策、同農民保護實策、等々、詳説すべき多くのものがあります。

一一、皇國國民主義の發生

天下億兆一人モ其處ヲ得サルトキハ皆朕ガ罪ナレバ……………

此の言葉は、實に、明治元年、朝政御一新の始めに公布せられました、明治天皇御宸翰中に、仰せ出だされた御言葉で御座ります。

一天萬乗の大君が、勿體なくも、御自ら、「朕ガ罪ナレバ……」と仰せられました御心事に感泣せざる日本人が一人でもあるではありませんか。

實に、我日本に君臨する天皇統治の理想は、即ち、天皇政治の眞隨は、この御宸翰に依りて、餘りにも明確であります。然る處、この御宸翰を拜してより七十年、今日、日本の國民生活の状態は如何でありますやう。旺然たる絢爛

さを盛つた物質文化の城塞の下に、國民大衆の窮乏化と、それに隨伴する混沌焦燥の世相の、如何に愴慘であることよ。今、地上は、失業の定着性と、貧困の硬化性と、惡徳の漫性化との、跳梁あるのみであります。理想と感激とを失へる天下幾百萬の青年は、全く、その尊き國民的情操を枯渴し盡し、徒らに絶望と自己否定に呻吟し、善良忠直なる農民大衆は、餓死線上に彷徨しつゝ、悲しい諦觀裡に黙々として、鼯鼠の如く働いてゐるのみであります。

一方、所謂、國民の上層部に在り、國民の儀表たるべき支配階級に立場する者は、物質的豐滿な生活が醸す「心の貧困」に殃され、全く道義と良心とを見失ひ、只管、安逸倨傲の生活を貪つてゐるのみであります。噫、明治天皇が、「天下億兆一人モ其處ヲ得ザル者ナカラシメン」と御軫念せられた大御心と、餘りにかけ離れた國民の状態ではないか。窃かに思ふ、滿洲事變を楔機

とし、我が日本に所謂非常時的な狀勢が蘊釀せられなかつたなら、又、この非常時高揚にかかる精神動員旗手として、日本の資本主義唯物文明の魔手が最後に取り残した、日本の國寶的存在である、天皇に對する忠誠を代表する軍部の緊張がなかつたなら、恐らく、我が金鷄無缺の社稷は全く潰滅するの餘儀なきに至つたてでありませう。而かも見よ、國民の扶翼を代表し 天皇統治の理想に添ふべく、直接輔弼の任にある爲政者は、この國民の現狀に對し如何なる政治の創造を企圖したか、彼等は、徒らに眼前の政治事務を、只事務的に處理すべく、汲々乎たる有様ではないか。思へば、今日程、政治の貧困が、國民の大衆を、苦惱の坩堝の中に追ひ込んでしまつた時は、有史以來絶無でありませう。即ち既成の政治家たる者は、この際、須らく、天皇陛下に對し、己れの無能と不明と、不徳を陳謝し、且つ永年大御心に背き、

一般國民に對し、天皇の道を覆ひたる、不忠の罪の重大なるを悟り、割腹斬死すべきであるにも拘らず、尙恬として恥ぢず、しかも爲政の要道は常に浸々として止まざる創造的進化を生命とすべき信條を識らず、愚昧なる凡庸政治に没頭し、安きを貪りつゝあります。噫、浩嘆せざらんとするも豈得へんけやであります。

翻つて考察するに、過去半世紀間、天皇を扶翼すべき、國民の總意を代表したる、政治的機關として存續せし、「議會」なるものを通じての、所謂議會主義的立憲政体なるものは、明治天皇が御召されし、天皇政治なるものを徹底せしめんが爲の、よりよき方便として採用せられたるにも拘らず、歴代の爲政者は、何れも、立憲政治なる美名にかくれ、或は政黨政治なる名の下に或は官僚政治なる名の下に、日本のそれと本質を全く異にせる、歐米流の議

會主義的亞流に模倣し、明治、大正の新興日本が要求した、經濟第一義の政治に没頭する餘り、議會の傍壁を固めたる資本主義經濟を、盲目的に、無批判的に、信仰的に、支持したる結果、遂に、爲政者は、その資本主義に、密接不可分なる政權の爭奪を、中心としたる、所謂政争そのものに専念し、天皇政治の宣揚を怠りたることの、寔になげかわしき次第であります。

日本に於ける資本主義は、歐洲大戰後遲滞なく、資本主義それ自身の高度的成熟が齎らす自家中毒的毒素を排除し、所謂皇道經濟を律すべき本格的なる日本の資本體制に再組織せしめたなら、日本の國民的強靱性は、皇道經濟の威力と相俟つて、今日、實に模範國家として世界を睥睨し、皇道を世界人類の上に遍照せしめ、世界を現實する今日の混亂から救ひ出して居つたであらうに、歐洲大戰が招來した好景氣に、天下の春を永へに謳はんとして、資

本主義が持つ、悪魔性の増長を、袖手傍観してしまつた、爲政者の不明な見識は、また、かへすくも嘆息に堪へざる次第であります。

一方、資本主義文明が、相關々係を持つ、自由主義、個人主義の増長發展する處、遂に、我が日本の國體觀も、西歐流の個人主義的國家觀、即ち、國家を單に個人の幸福の手段として創られたとせられた、デモクラシーの國家觀より、或は社會主義的、或は共產主義的國家觀の反映を受ける様になつたところ、如何に戦慄すべき事でありましたでせう。然る所、世紀の推移は、遂に、今日、思想的急轉換を促して止みまん。即ち、新しき國家觀の發生、即ち、伊太利のファツシヨ觀的國家主義より、ヒットラーの祖國主義的ファツシヨ觀の擡頭から、世界は漸くファツシヨ化的色彩に於て、新興國家の前途に、判然と、その進むべき方途を見出さしめて來た様であります。この時こ

際、我が日本に於ても、所謂非常時的大義名分の大旆の下に、澎湃として、新しき國家觀が、潑刺たる生命を育んで來た事は當然であります。況んや、國家が個人の生命を超越し、時間的に、歴史的に、空間的に、同時に歴史的に大實在であり、しかも、過去、現在、未來を縛ぐ、永遠的生命を持つものである以上、殊に、日本の如き、特異なる國家が、その存在自体に對し、新しき覺醒を持つことの、餘りにも當然であります。即ち、此處に、我が日本は改めて、日本の國家自体が、世界に冠絶する 天皇の道に依りて創造されたる、「日本皇國」なる、神聖な存在であることを、明確に認識する様になつたのであります。

英、米、佛の如き、廣大なる領土と富源を有する國家に於てこそ、自由主義的個人思想を建前とした、資本主義の妥當性と、發展性と、擴充性を、より多く想見することが出來ますが、(その

亞米利加に於てさへ、働ける人口の六分の一が失業し、英本國に於ても二百萬に近き失業者の存在するとき、日本の如き、獨逸の如き、伊太利の如き、領土の狭小なる國家にして、且つ、富源少なく、人口稠密なる國柄では、資本主義の信條たる、自由主義政策の跳梁を、その儘に放任する事は、遂に國家の破滅を誘引するに至ることを、銘記しなければなりません。即ち、伊太利のファツシヨ觀的國家主義も、獨逸の祖國主義的ファツシヨも、これ皆、至上的な、必然的當爲と見做すべく、實に、我が日本の今後に處する他山の石として、充分の價値を見出すべきものであります。

然る時、尙考察を重ねて見ます。過去半世紀間日本の爲政者が、日本をして個人主義の主權在民國家に依存する、所謂法治國家として、完璧なる形態を備へしめ、一方、唯物文明と不可分なる、利慾本位の權利思想を、旺盛なる資本主義經濟より誘引し來り、遂には、國家をも法人と觀じ、天皇を機關視

するに至り、數十年間、これを放置するに至れること、誠に戰慄を禁ずる能はざる次第であります。即ち、私がここに、主張せんとする、日本の將來すべき政治形態は、先づ利慾本位の權利思想を第一義とする法治主義の政治規範をして、皇國日本の一元的なるもの、即ち、道德を基準とする、徳治國家の規範に更改すべきものであることを斷定します。ここに、道德、とは、天地の大道、宇宙の大法の表現であらせられる、神聖なる存在にして、「神」其儘に體現せられたる、天皇の大御心そのものの意に外ならないのであります。蓋し、道德は、權利や義務の思想を超剋し、一に愛を緯とし、誠を經したる、人間本然の靈性を規範づけたる、神の總意であります。我が欽定憲法もこの意味に於て、燦然として光を發するものであります。

この見地に據つて、私は、ここに、皇國々民主主義なる、大思想を、千古に通

じて悖らざる眞理、即ち神意として、日本國民の總てに、その胸底奥深く植えつけんとするものであります。申す迄もなく、日本が立場する政治經濟、其他一切の改造は、先づ、皇國日本の國民のみが享受すべき、心の樹て直し若くは、心意の開発から、發足すべきものであると、確信いたしますからであります。事、此處に至つては、最早、私に取りて、資本主義の是非も、フアツシズムの是非も、ノンセンスなる一個の理論遊戲に過ぎないのであります。私は、唯、ひたむきに、徳治國家建設の内包であり、且つ、信條である皇國々民主主義の宣揚の爲に、直往邁進すべきであります。やがて、これが、愛國同胞主義運動、或は、國民的良心結成運動、或は、道義國家建設促進運動、神聖政府樹立〇〇〇〇、等々、これ皆、皇國々民主主義政治實現のための一大〇〇たらば、私の本懐とする處であります。

わが皇國々民主主義にとりて、伊太利のフアツシヨヤ、獨逸のナチスには、確に、他山の石たる價値が充分認められますが、所詮、それは、他山の石たるに過ぎません。されば、皇國々民主主義が、伊太利のフアツシヨヤ、獨逸のナチスの模倣であると、輕卒に斷することは、余りにも嗤ふべき法外なる錯覺であります。何んとなれば、彼等は、何れも、一に、獨裁政權把持者としての、ムツソリニ一であり、ヒットラーであるための、フアツシヨであり、ナチスであるに過ぎない。而して、獨逸の如く、伊太利の如く、亦、日本の過去の政治のそれでありし如く、日本が今後も、天皇を機關視せんとし、且つ、専ら、法治國家の態様に徹せんことを努め、しかも、政權を第一義とする、平凡なる國民主義政府の存立を許すならば、それこそ、日本の國民主義は、獨逸や伊太利の模倣其者であるに相違ありませんが、皇國々民主主義は、斯くのごとき、獨裁權其者であるフアツシヨと、根本的にその眞隨を異にするものであり、實に、わが皇國（即ち、天皇は、國家統治の主體であつてそれがための機關であるとする）を、絶対に否定すべき國家）に於てのみ實現し得る神聖なる天皇政治其者であるからであります。

三、皇國國民主義の主張

皇國々民主義とは、皇國の國民として、遵守すべき道、即ち、皇道の遍照てふ一元的な大義名分に基き、皇國々民全体の福祉と和親協力を主眼とする、愛國同胞の大旆の下に、皇國日本がとるべき今後の政治改革、(即ち、日本精神の政治的表現)を、促進せしめんとする思想の旗幟であります。

一、天皇政治

(一) 我が日本は、天皇あつての國家であり、而して、日本國民は、天皇あつての臣民、即ち「皇國々民」であります。換言すれば、日本は、實に、

天皇に依つて創造されたる國家であり、人民個々の結成に依つて、作られたる國家ではありません。

(二) 故に、日本人たるものは、悉く、皇國々民としての、この明確なる認識、即ち、「皇國々民としての大悟」に徹し、皇徳を中心とし、愛と誠を以つて結成し、眞に、自他一如の、愛國同胞てう信條を把持すべきものであります。

(三) 故に、皇國々民主義は、自由民權思想に立却する、歐米國家の信條たる、所謂主權在民を基調とした個人主義は、國家を、單に個人の幸福を主眼としての、手段と考へたものであるから、これを絶対に排斥します。即ち、皇國々民主義にあつては、國民全体を根とするところの個人を認めませんが、個人を根とするところの全体を容認しません。故に、全體の幸福に

依存した個人の幸福こそ、眞の幸福であるから、個人の幸福のみに依存する全体の幸福といふことは、全然考へられません。されば、當然、個人の自由開放が、決して、國民全体の福祉を齎らすものでないことを、明確に且つ、全的に肯定しなければなりません。

(四) 故に、皇國々民主義は、徹頭徹尾、全體主義であります。従つて、一君上に君臨統治し給ひ、萬民これを扶翼するてふ理想を以つて、天皇の御名に依つて召集せらるゝ帝國議會は、一に國民全体の幸福、即ち、明治天皇の仰せ出だされた、「天下億兆一人モ其所ヲ得ザルモノナカラシメン」と御軫念あらせられた御思召しに基く、天皇の赤子たる、同胞全体の幸福を主眼とする政治、即ち、天皇政治實現のための、不磨の大典たる、欽定憲法の則する處に従ひ、その任務を遂行すべきものであることを主張いたします。

ます。従つて、帝國議會が、この任務に反する行爲をなす場合、帝國議會は、天皇の徳を冒瀆するものであるいまはしき存在である、ことを肯定します。

二、勤 勞 至 上

(一) 皇國々民主義は、勤勞至上の精神を以つて、國民生活全体の行の基準といたします。しかも、勤勞は、一に、報酬を、目的々な對象とせざることを原則とします。即ち、勤勞至上の精神は、奉仕至上の精神と、同一範疇に屬するものであることを、銘記しなければなりません。蓋し、勤勞至上精神は、勤勞それ自身に、至上的價值を見出すべきものである、といふことに、絶對的な認識を堅持するからであります。勤勞は、相對的な代價

ではありません。それ自身、絶對的な價値でなければなりません。申す迄もなく、勤勞至上の精神を離れて、良心と道義を以つて結成する、皇國々民の全体的幸福を主眼とする、天皇政治の實現は至難であるのみならず、將た又、人類の一員としての、眞に、自主的な人格發見をなすことを得ざる結果、人間生存の本然性たるべき、至高至大の愉悅を味領することが、出来ないからであります。

(二) 勤勞至上の精神は、必然的に、利己的個人主義的營利主義精神を排除します。何んとなれば、利己的個人主義的營利精神は、實に、西洋唯物文明精神に胚胎するものでありまして、神聖なる日本精神と両立出來ざる、本質を有するものであるのみならず、勤勞をして、金錢的報酬に依る物慾充足の手段化するが故に、皇國々民の道義的結成に背馳いたしますからであります。

あります。

(三) 勤勞至上主義精神は、又、必然的に、皇國國民に、失職者、並に、怠惰者の、存在することを容認出來ません。要するに、皇國々家が内包する仕事の總和を、皇國々民全体の分担に於て、營爲すべきことを原則といたします。尙、怠惰者は、皇國々民の全体的福祉に對する、最も卑怯なる侵犯者と認むべきものであります。

三、金 錢

(一) 皇國々民主義は、皇國日本に流通する貨幣を、實に、天皇の道を示現したる最高の道德表示であると斷定します。

(二) 故に、皇國々民の所有すべき、金錢—財—富は、皇國々民全体の厚生

をめざし、天皇政治實現のための大義名分たる、總ての國民をして、その所を得せしめるといふ天地の公道に基かしむるための、即ち、皇道經濟のための方便財であつて、皇國々民個人のための、飽くことなき物質的慾望を充足せしめんがための、方便財ではありません。

(三) 故に、皇國々民個々の個人所得は、即ち、天地の公道に背かざる範圍の、道義觀の抱持を前提とし、主觀的に、且つ、客觀的に、自らその限度を決定すべきものであります。況んや、國民個々の旺盛なる所有慾を、それが儘に放置することは、皇國々民の道義的、且つ、良心的結成を冒瀆し皇國日本の渾然たる、和親と團結を、不可能ならしむる、惡魔的個人主義を醸成するに於ておやであります。

(四) 従つて、個人の所得が、蓄積されて資本化することを、容認するとき

即ち、該資本の所有者は、皇國々民主義經濟の運營過程に於ける、公物財保管者として、有機的社會團の一員たる因縁に於て撰ばれたる、皇國々民の一成員であることを銘記すべきであります。よつて、該資本は、所有者個々の專横なる占有的亂用を禁じ、専ら皇國々民の全体的福祉へと、還元奉仕することに於て、天皇の道に應へなければならぬものであります。

四、感 恩

(一) 皇國々民は感恩することにて、世界に比類なき善良慈徳の國民でなければなりません。

(二) 皇國々民は、「天に感謝する心」、或は、「神に感謝する心」を、「皇國即ち天皇の徳に感謝する心」と、同一範疇に置くべきことを心掛けなければな

りません。

(三) 申す迄もなく、皇國々民の愛と誠を以つて結成する、比類なき團結の根は、國民各個が、皆、「感恩する心」の持主であるといふことから出發します。換言すれば、國民相互を結びつけるための、緯となり經となる愛と誠は、一に感恩精神を母体として培はれるものであります。

五、優越感の否定

(一) 感恩精神は、必然的に、國民個々の相關する、一切の相互的優越感を否定します。皇國々民個人間の優越的感情の相剋は、個人主義と自由主義を増長發展せしむる、最も忌はしき拍車となります。

(二) 國際的環境に於て、國家と國家との間柄に於てさへ、優越感の抹殺を痛感しつつある皇國日本の國民が、皇國々民の比類なき團結々成の途上に於て、皆、天皇の赤子である國民個々が、優越感の相剋である、陋考なる個人主義跳梁裡に喘えくことは、實に、天皇の道を冒瀆するものであります。

(三) 故に、皇國々民たるものは、總べて、自己の把持する、健康、才能、仕事、富、地位、名譽、等、一切は、自己の力量、才幹、賢明、努力、人格、等、他より優越するが故に、贏ち得たる所興である、といふ、倨傲なる優越感を、絶対に、抱持すべからざるものであります。

(四) 而して、所謂世間的立身出生の鍵は、各個人の賢愚より、多分の社會的偶然性の環境が、然らしめた、よりよき機會の惠澤に依る、ものであることを、知るべきであります。況んや、これを廣義に客觀するとき、國民

各個が、個別相の態様に於て享受する、功名利達、富貴榮與の一切は、主として、國家國民の恩恵に依存するものであるのみならず、尙進むで、自他一如を律する菩薩道より達觀するとき、その一切は、皆、これ、國民全体のための所與である、に於ておやであります。

(五) 若し夫れ、過去半世紀に亘る、唯物文化の滔々たる襲來に、あわたゞしくも、全く皇道精神を忘却し、皇國々民としての足場を踏み外つし、道義と良心とを蹴飛ばし、個人主義的自由主義の汗馬をして、政治惡の鞭に馳らしめ、國民全体の福祉を度外視して、營み續けた政治經濟其他一切の混沌の中から、〇〇者として自任する、所謂濟々たる〇〇〇〇の〇〇〇〇者の多くが、いかでか、國民全体の尊敬に値ひするものである、といふことが出来ませうか。恰も、黃白を散じ、投票を買収して當選したる代議士と、

その代議士が結成する政黨が、何等皇國々民の尊敬に値ひする能はざるが如きであります。果せる哉、彼等政黨輩に依つて、運営せられし、政治經濟の一切に、かつて、一點の眞をも、發見することが出来なかつたのであります。

六、扶 助

(一) 皇國々民は、旺盛なる扶助精神を、抱持すべきものであります。旺盛なる扶助精神は、旺盛なる感恩精神を、母体とすべきものであることは、當然であります。が、それは、決して、強者が弱者に對する、月並的、若くは、低次的な、憐愍救濟を意味する、仁俠的、且つ、義務的な扶助精神に非らず、寧ろ、より高次なる、「義務即權利」と見做すべき、至上命令的

な、神聖な扶助精神で、なくてはなりません。

(二) 有職者の収入はプラスでありますが、失職者の収入はゼロであります。同じく 天皇の赤子である彼と彼とは、偶然の宿命に於て、假令、その才能並に賢愚が、相對的に若干の相違あるものとしても、プラスとゼロの境遇差は、余りに過酷であります。げに、プラスとゼロの差は、數學的には絶對差であります。プラスよりマイナスとしたる、その x を、失業者に扶助すべきことは、當然、皇國々民主主義信條の道であります。有能の才幹に恵まれたる者は、有能の才に恵まれたることそれ自身に感謝と幸福を見出し、充分なる形而上並に形而下的惠澤を認識し得るがために、有能者が贏ち得る、その形而下的なる幸福の幾分でも、不幸なる無能者へ割愛すべきことは、これまた、皇國々民主主義の律する道であります。健康に恵ま

れたるものは、たゞそれだけにも、不健康者に比して、絶對無上の仕合せ者であります。まして、健康者なるために有爲なる活動を爲し得るものは、それがために享受する、せめて物質的幸福の若干部分を、不健康者に割つべきことは、當然であります。

(三) 申す迄もなく、有職者は失職者を、有能者は無能者を、健康者は不健康者を、社會の宿命的落伍者と見做し、獨り昂然たるは、適者生存、優勝劣敗の哲學に信條を置く、個人主義自由主義をモットーとしたる、資本主義—政黨政治—官僚政治等の本質が創造する、惡の芽に魅せられたる、人間惡の最たるものであります。

(四) 蓋し、強者の立場にある者が、弱者の立場にある者を、扶助指導することは、それが個人であらうと、國家であらうと、民族であらうと、皇國

國民の扶助精神は、天の道に應ふべく汪然として發露さるべきものであります。富める都市が貧しき農村を扶助し、強き日本が弱き滿洲支那を扶助すること等、皆これ、皇國々民主義が堅持する人類愛的使命であります。況んや、日本は皇道國家の儀表として、自他共に任じ、且つ、正義の國家であると信ずるに於ておやであります。

七、教 育

皇國々民主義治下の教育は、現行教育制度と比較し、根本的な相違を持つ範疇に律せられることは當然であります。何んとなれば、皇國々民主義治下に於ては、國民の一成員たる個人の幸福を主眼とする教育を否定し、個人なるものは、國民全體のための手段であると考えべきにより、國民全體のための

個人の教育を目的とするからであります。

一、規 範

- (一) 皇國々民主義治下の總ての教育は、自由主義的個人思想に依存する一切の規範から離脱しなければならぬ。
- (二) 故に、教育それ自體が當爲する、國民各個の智能啓發と人格陶冶は國民個人の幸福、個人の名利、個人の優越、個人の富貴榮興、個人の完成のためのものであることを主眼といたしません。
- (三) 實に、それは、既に絶對化せる一つの個体となつてゐる、國民全體のためのもので、あらねばならぬことを、識るべきであります。
- (四) 故に、個人主義的な、優勝劣敗或は立身出世主義てふ、教育方針は必然的に、國民主義的教育方針、即ち、國民全體の名譽のための、國民

全體の榮光のための、智能啓發であり、努力實行であり、人格の陶冶であるといふことに、國民教育の規範を定むべきものであります。

(五) 故に、國家が營爲する國民全體のための教育機關の門戸は、一切國費の負担に於て、國民全體のために、開放されなければなりません。

(されば、當然、學資金、並に、より良き環境に恵まれたる、國民小數の個人のためにのみ開放せらるゝものと見做すべき、教育機關は一切排除さるべきものであります。)

二、眞 隨

皇國々民主主義の信條は、すべて、これ、同時に、皇國々民の教育信條たるものでありますが、その眞隨を、飽くまで、勤勞至上、奉仕至上の精神に置き、以つて、金錢的報酬を目的々な對象とせざる、實務教育の徹底を企圖すべきものであります。

(即ち、俸給を目的とする職業教育を排し、勤勞即奉仕を目的とする、實務教育を尊重すべきであります。)

三、天 才 保 護

皇國々民主主義は、皇國々民個人の才能を個人の私有物視せず、國民全體の共有物視する、所謂才能國有の見地に於て、天才教育のために、特別な國家的施設をなすべきものであります。

附記「皇國々民主主義教育國策に就いては、他日稿を改めて詳説いたします。」

八、農 民 保 護

(一) 個人主義と自由主義を建前とした、資本主義經濟の繁榮が、農民其他一般勞働者を、貧困化せずして存在するはずがないことは、余りにも眞理

であります。極言すれば、搾取されるが儘に、貧困化するが儘に、生きんとして、益々資本主義經濟の城塞たる都市のために、營々として働くのが農民大半の現實であります。因より、農民自体の不明が醸す自己認識の欠如に結果することも、多分ではありますが、要するに、都市の持つ繁榮幸福の要因は、農民が貧困なるが故であると斷定することも、決して、歪められた僻論ではありません。農村と都市の共存共榮の道は、日本の國情に於て達觀する限り、日本資本主義現階段に於て實現すべく、余りに資本主義惡のために蔽はれて居ります。

(二) 即ち、商工業の致富性と、農民の貧困化性が、本質的に、且つ、色々の因縁に於て、必然であるとすれば、都市の富を、農村に還元する、あらゆる方策の實行に依るか、若しくは、農民協同組合の完璧なる結成に依るか、以つて、都市と農村の相剋性に處すべきであるが、皇國々民主主義經濟は、必然的に飽くまで、徹底せる農民保護政策を堅持するものであります。何んとなれば、既述するが如く、日本農民の低生活と、一般労働者の低賃銀の運命化が、非原料國たる日本の産業飛躍と、不可分なる、絶對相關性を有するものであることの、明確であるからであります。

九、法律の改訂

(一) 現行する日本の法律は、その大部分が、過去半世紀間、旺盛なる物質文化を取り入れることを急務とした日本が、その唯物文明の支柱として、自由民權思想に胚胎した、個人主義思想を第一義として制定したる、商工業中心の、産業發展のための法律、即ち、經濟方面、若しくは、財産方面の

法律であります。

四四

(二) 是等の法律は、今日、皇國々民主主義政治實現の立場から、冷靜に客觀するとき、改訂すべく、餘りに根本的の缺陷があるのであります。即ち、是等の法律は、前述するが如く、個人主義の主權在民國家に於ける、法律第一義、即ち、國家社會は、個人が人爲的に組織し、その自らなる機械的な人と人との關係を、たゞ、法律の力に依つてのみ、秩序を維持せんとしたる、所謂歐米流法治國家の形式に於て、一切の法律を、國家維持のための、己むを得ざる道程に於て、取り入れたるものであるから、皇國日本が今や、資本主義的唯物文化の齎した、總べての美果を收獲し盡し、將に日本獨特の資本主義再組織を敢行すべき時、日本の法律は、皇道經濟、即ち皇國々民主主義政治經濟の本義である、徳治國家建設の建前に、重點を置く

べく、法律改訂の一大轉機に際會するものであります。

十、資本主義再組織

(一) 資本主義再組織は、資本營利性の徳化、即ち、利潤の倫理化と、並にその普遍的惠澤のための國民的奉仕、といふ、礎石の上に組立てられます。營利性の徳化とは、皇國々民主主義政治が當爲する、勤勞至上精神と、感恩精神と、扶助精神と、國民相互の優越感否定思惟の抱和が、資本主義の本能が齎らす、個人主義的惡の芽を抹殺したる時、初めて、發露さるべき、皇國日本人のみの感得享有する、愛國同胞主義的人類愛の因子たる「愛」と「誠」が、天皇の道を示現した、最高の道德表示としての貨幣の集積財たる資本の、生産的利潤をして、皇國々民の全体的福祉と、その向上のた

四五

めに、能動する態様を、いふものであります。

(二) 蓋し、資本の營利性が、たゞ、ひたむきに、利潤獲得のために跳躍するとき、必然的に、富の遍在性と、大衆の窮乏化性と、都市の致富性と、農村の貧困性と、失業者の絶對的增加性と、それ等に依存する、社會不安と、惡徳の横行等を誘引し、全く、國家國民の全体的福祉と離背したる、地獄的社會情勢を惹起するに於ては、資本營利性の徳化こそ、皇國々民の總べてをして、その處を得せしめんとする、天皇政治の理想に添ふ所以の眞の道であります。

(三) 尙、況んや、資本營利性の果實たる、利潤の獲得は、資本そのもの、持つ、本質的な能動力と、資本使驅者の努力と、國家社會の恩恵とに依つて、産み出されるものであるに於ては、只、單に、その事由のみに據つて

も、利潤奉仕てう、必然的な當爲を、發見するに於ておやであります。

(四) 資本營利性の徳化は、國家税制の方策に依つて、容易に斷行し得るものと思ふことは、皇國々民主主義政治の信條より検討すとるき、實に大いなる過誤があります。何んとなれば、徵稅主義は、法治國家に即した、國民の一般的消極的義務觀念に胚胎するものであるが、利潤奉仕の如き、資本營利の徳化的行は、寧ろ、皇國々民たるもの、積極的義務觀念を遙かに超克した、國民的倫理觀念の權利化に胚胎する、ものであるからであります。畢竟するに、資本主義國家に於ける國民の義務觀念は、皇國々民主主義政治治下に於ける權利觀念と、同根的、緊密な、相關にあります。

(五) 故に、利潤の奉仕が、資本主義營利精神の、窮極的な、目的々な、規範に統制せらる、時、資本主義の活潑なる營利機能は、皇國々民の和親協力へ

の、最も卓越したる倫理機能に、轉換すること、なるべきものであります。

十一、愛國金庫

(一) 皇國々民たるものは、皇國々民主義政治實現のための、一つの重要な營爲として、神聖なる政府の管理の下に、若くは、皇國々民の神聖なる自治管理の下に、愛國金庫を設置すべきものであります。

(二) 皇國々民たる者は、その皇國々民たるの責任に於て、個人たると法人たるとを問はず、皇國々民主義の律する諸信條の規範するところに従ひ、その所得の一部を、必ず、愛國金庫に納入すべきものであります。

(三) 愛國金庫は、現存する、大藏省預金部と、全然、別個の管理と、立場に置き、國家の徵稅による、經常費支辨の豫算以外に屬する、神聖なる特

別會計たらしむべき存在に於て、その活潑なる機能を、發揮すべきものであります。

(四) 愛國金庫は、皇國々民主義政治の内包を緊密ならしむるため、専ら、左の如き諸營爲に對し、常に、積極的支出を、敢行すべきであります。

(イ) 國防費の非常支出。

(ロ) 利潤を隨伴せざる皇國々民の全体的福祉増進のための産業開發。

(ハ) 防貧國策費、殊に、小學校兒童の給衣給食並に健康設備と、それに必然すべき創造的營爲。

(ニ) 徹底的失業保護。

(ホ) 徹底的養老保護。

(ヘ) 徹底的疾病保護。

(ト) 農民保護。

(チ) 庶民銀行設立、等。

(五) 現在、皇國々民中の四千餘萬人に依つて、蓄積されたる、郵便貯金三十有億圓の財は、實に皇國細民準愛國金庫若くは準愛國公債（若干の利子を附してゐるが）と見做すべきものであります。この細民愛國金庫と見做すべき三十有億の郵便貯金が、果して、四千萬細民の幸福増進のために、はたまた、細民のための經濟的厚生に資して、爲政者に依つて、如何なる積極的營爲が施されたてありませうか。一人につき七十餘圓の郵便貯金額は、有産者の生活餘剰による貯蓄に非らずして、日本に於ける大衆窮乏化が如實に示す、細民の血と汗を彩る、涙ぐまじき蓄積であることは申す迄もありません。實に、愛國金庫こそ郵便貯金者層以外の有富所得者は因よ

り、一般國民に依つてなさるべき、純正なる愛國的献金と見做すべきものであります。

(六) 愛國金庫の理想的發展は、遂に、國家の徵稅を廢止するにいたるべきことに、極限的彼岸を想見することが出來ますが、私は、斯くの如き理想的發展を企圖することは、皇國々民主主義政治々下に於ける、數十年後若くは百年後の計たるべきにより、今日直ちに、かかることを望むべく、敢て主張することを致しません。

(七) 愛國金庫の旺盛なる發展と活動は、實に、皇國々民主主義政治々下に於ける、資本營利性の徳化を象徴し、且つ又、それに依存する資本主義再組織の先驅的實證となり、明らかに、皇國々民主主義が律する、徳治國家としての眞の道、即ち、皇國々民個々の人格發見を實踐化し、同時に、從來の

資本主義悪が喪失せしめた、國民的倫理を、再び、皇國々民の手に奪還する所以の途であります。

(八) 愛國金庫の實現は、實に痴人の夢であると斷じ、若くは皇國日本の財政を混亂せしめ、且つ、皇國日本の内包する、生産資金の枯渴を高度化するものであると憂ふるものあらば、私は、彼こそ、皇國々民としての認識を、全く欠如したる、眞正なる痴人なりと斷定します。

(因みに、一つの宗教々團に歸依する信者が、進むでその教團のために喜捨する意味に於て、國民的感恩精神の發露が、進むで、愛國金庫を支持すべきは、當然であります。)

四、神聖政府

(一) 皇國日本の政治は、天皇御親裁であります。即ち、天皇が統治の本体であることは、憲法第一條に於て明らかであります。これは、憲法第一條にて、天皇の統治を定めたるものに非ずして、天皇が、憲法第一條に於て自らの統治を、宣明せられたるものであります。

(二) 實に、天皇御親裁の政治は、神聖にして犯すべからざる皇道政治の實現、即ち、屢々前述するが如く、國民の一人として、其處を得ざる者なからしめん、と、いふ、天地の公道に基く、徳治的皇道國家への理想を規範づけたるものであります。

(三) 故に、この單一にして、純眞無垢なる、政治的理想に對し、政黨が幾

つかに分派し、政權を弄し、はたまた、官僚輩が、その政權争奪に策謀することなど等は、歐米流法治國家、若くは、天皇機關説を信奉する國家の流儀であつて、皇國日本には、全然、通用せぬ筈のものであります。

(四) 故に、政權とか、政争とか、といふことは、その言葉の存在それ自体さへ、日本ではノンセンスであり、又、不可解なものであります。

(五) 即ち、皇國日本に於ては、政權とか、或は、政争など、いふことに、全く、超越したる 天皇御親裁に對し、國民の扶翼を代表する、絶對的な神聖政府が、存在することを、必要とします。

(六) 故に、過去半世紀間、日本の政治を規範したる議會政治は、即ち、政黨政治であり、若くは、政黨政治にあらざれば、議會政治の運営は不可能であると、盲斷するが如き、骨董的政黨政治家は勿論のこと、尙、彼等政

黨政治家より、より卑怯至極なる、策謀政治家たる官僚の徒輩の如きは、爾今、斷じて、萬邦無比なる、我が、皇國日本の榮光である 天皇御親裁の政治に、参加せしめることを、容認することは出来ません。

(七) しかも尙、議會政治運営の、皮相なる方法論的結論として、政黨政治を是認しなければならぬといふ論者あらば、彼こそ、胸に手をあて、三思一番するがよい、以つて、過去十數年間 天皇御親裁の政治を冒瀆したる政黨政治惡の、その言語に絶したる、罪惡史を回顧していただきたい。然る後、私の宣明する、皇國々民主義政治の信條に依據する、皇國日本の將來的政治動向を、具さに洞察すべきである。而して、そこに、我が皇國日本こそ、實に、政黨政治運営の最も不適當なる、國柄であるのみならず、明らかに、それが 天皇政治の冒瀆であることをも、發見すべきであります。

す。

(八) さて、私は、ここに、結論いたします。我が日本は、徳治的皇道國家としての、その、純一な立場に即し、その政治規範として、皇國々民主主義の則するところに従ふとき、天皇の名に於て召集する議會は、自ら昭乎として、その使命を遂行すべく、垣々たる軌道に、座御することが出来るのであります。

(九) お、絶對強力政府の出現！ それは、一に、皇國々民主主義政治が要求する時代と情勢が、神そのままなる、天皇の御聰明に應へて決定せらるる、神聖政府でなくてはならぬ。

お、神聖政府！ 神聖政府とは獨裁政府を意味するものではない。天皇政治は、政權本位なる政黨政治を見認めぬと同様に、政權の獨裁的把握と見做すべき獨裁政治を認容することは出来ない。

い。何んとなれば、天皇政治は、何處までも政權とか政争なるものの存在を許すことの出来ない神聖なる政治であるからである。即ち、上御一人の政治であるからである。即ち、その政治的表現は皇國々民主主義の政治であらねばならぬからである。何んとなれば、皇國々民主主義の政治は、國民のための眞理の政治であるからである。眞理の政治は、ただ一つの絶對政治である。政黨の分派が當爲する政治は、たゞ一つである絶對政治であらう善はなく、必然的に、二或は三或は四であり、若くは國民をしてからうじて最惡の政治から免かれしむるための相對的政治である。故に、日本の現狀に於ける政治段階に於て、神聖政府樹立のためには、如何なる形態をとりて、先づ、刻下の過渡的な方途を撰ぶべきか、それは、政黨や官僚團などに比較し、遙かに超絶的な、上御一人の親任を堅持する〇〇が〇〇する、神聖なる國民的人材内閣により、ひたむきに皇國々民主主義政治を實現することである。而して、政黨の分派的存在も、官僚なる政治的策謀團なるものも、みな、自然消滅に至らしむることである。

神聖政府の出現に對し、政黨政治家や官僚政治家は、政黨聯立内閣、若くは官僚を加へたる聯合内

閣を以つて、また、或は、政黨の分派を解消し、所謂一國一黨としての、舉國內閣と稱する名分のもとに、對抗するであらうが、彼等は、所詮、獨裁的政黨政府を理想とするが故に、政黨の分派時代よりも、重疊する政治的罪惡を敢てするだけのことである。

若し夫れ、政黨政治家の自負する、責任政治とは、私をして言はしむれば、實に、無責任政治の最たるものであります。また、彼等の玉條とするマゾヨリテイルールとは、政黨政治即衆愚政治を立證する外、何物でもない。

次に、政黨政治と皇國國民主義との干係に於て、尙、残されたる一つの重大なる關心事は、政黨政治家たるものと雖も、聰明なる頭腦の持主であらう若干の者は、既に、日本の政治は、皇國國民主義政治であらねばならぬとの、認識を把持してゐるに違ひない、が、然し、彼等は政黨政治家たる立場に在るがために、政黨政治と、根本的に相容れない、皇國國民主義政治を、主張することの出來ない、不忠の罪を敢てしてゐるものと、斷せざるを得ないことである。

五、餘 錄

(一) 皇國々民主義なる、名稱並に文字に就いて、一言開陳します。皇國々民主義とは、國民主義なる思想並に言葉に、皇國なる二字を冠したものに違ひありませんが、その實體は、皇國なる文字を形容詞的に冠したものでなく、實に、皇國々民主義なる全体的名稱を、全く、我が日本にのみ通用し、且つ、妥當する、特異な絶對的固有名詞と、なすべきものであります。が、一般の理解を早からしめんがために、たゞ、單に、皇國々民なる言葉の下に、主義なる文字を、加へたものであると解されても、何等差支へありません。何んとなれば、要は、學者の理論討論を超越して、一に、日本精神或は天皇政治でう、信仰的な情念を主調とした大思想を、一つのイズムに内容づけるために同時に、規範づけるために、私が、獨斷を以つて、組立てた言葉であります。即ち、皇國々民として守るべき、又、進むべき「道」はたつた一つである、「その道」の政治的表現に就いての信條を、

皇國々民主義なる主張の下に、その重點を指摘したのであります。

六〇

故に、私は、社會主義者の如く、共產主義者の如く、或は、生一本なフアシストの如く、又或は理論愛好者である一部チャーナリストの如く、私の提唱する皇國々民主義なるイズムに就いて、何人とも、理論争闘などをいたしませんことを、絶対に回避します。何んとなれば、私は、偉大なる信念は、常に、理論を超越したる、高次な信仰そのものであると、考へますからであります。況んや私は、真に、一徹なる一農夫であります。何等、學者的才能に恵まれてゐる者ではありません。唯、私は、皇國日本に蠢動する、片々たる政黨政治家の何人よりも、屑々たる官僚政治家の何人よりも、愛國的、且つ、人類愛的操志に、燃えて居るものであることを、私の最も信頼する全日本大衆に、僭越ながら、宣明することを光榮に存じます。

(二) この稿を、こゝまで書いて來たとき、即ち、昭和十一年一月二十日の夜、夕刊新聞は、第六十八議會の解散が、明日に逼つてゐると報じてゐる。それは、政友會といふ政黨と、所謂岡田擬裝舉國內閣との間の己むにやまれぬ行懸りが生んだ、いと滑稽な、舉國一致の看板争いのための、議會

解散であつて、國民の意圖とも生活とも、全く没交渉な、政權遊戯に過ぎないことは當然である。日本といふ國が、小さな泉水であるなら、鮎あせのやうな政友會と、金魚のやうな民政黨と、鮪ほたてのやうな官僚と、雜魚ざしのやうな國民同盟と、鮠とじやうのやうな昭和會が、勝手に、鬼ごっこをして遊んでゐてもよいが、日本の國民にとつては、今や、政黨の分野や分派などは、更に問題じやない。

政黨者のいふ憲政常道とは、實に鮎と金魚の鬼ごっこ以外に何んでもない。だから、鮎と金魚のどちらが政權にありついても、別に替りばいのあらう筈がない。海の王者の鯨と、陸の王者のライオンが、對立する様な、壯快味や眞剣味などは、想像すべくもない。しかも、その鮎と金魚は、いつも皮相ながら、立派さうな政綱を、また、同じ様な文字で、同じ様な身振りで、列擧するが、一つとして、國民の期待に應へたことはないじやないか。だから、選舉に際し、一票を投ずる立場にある國民は、どちらの政黨に投票するも、俺こそ、代議士候補者であると、名乗りをあげた何人に投票するも、鮎に餌をやるか、金魚に餌をやるかの相違に過ぎない位のことを、識つてゐるが故に、いくらでも、高價に投票を買つてくれる方へ、一票を與へるに過ぎないものであらうから、實に選

舉それ自身が、近頃の流口語をかりて言へば、ドウカト思フネーの一語につきる。皇國日本は、今や「どうかと思ふねー」式の選舉で、のこ／＼出て來た何百人といふ代議士と、彼等によつて推戴される、政黨總裁などは斷じて必要としない。實に、皇國日本は、日本の歴史初まつて以來の大非常時々局に際し、眞に 天皇の道を代行するに足る、即ち 天皇の御聰明を代辨するに足る、偉大なる勢力が撰定する、一人の總理大臣と、その輔佐役たる若干の最大級の人物が出現して、舊態依然たる政争とか政權などと、全くかけ離れた範疇の下に、十年一日の如く、泰山の如く微動だもせず、たゞ、ひたむきに 天皇政治の理想のために、身命を挺してくれ、ばよいのである。

天皇政治のための 天皇の御聰明を代表する總理大臣を、政黨總裁以外に期待すべき、よりよき方途は無いと、政黨者は鬼の首を取つた様な得意さで申立てるであらうが、それは、代議士の悉くが國民の選良に値ひするに充分な、儀表的な人物であることを、前提としての議論であらうが、生憎彼等の大部分は 天皇の徳を象徴する、眞實な「愛と誠」を以つて、國民を濟度しやうなんて心だけの、微塵も無い、所謂、片々たる政治的野心家に過ぎないものであります。加之、投票買収（從來の選舉なるものをはだかにして解剖するとき、實に、必然的なものであらうところの買収）による不肅正選舉で、なりあがつた代議士（勿論極めて稀に例外はあるが）、それが、博士であらうが、辯護士であらうが、大實業家であらう、大金持であらうが、彼等は、決して、國民の〇〇に値ひするものではないであらう。

思ふに、政治家たるの第一義は、殊に、日本の如き徳治國家たるべき 天皇御親裁の政治々下に於ては、一に大人格が内包する、國民濟度のための、綿々限りなき愛と誠の所有者たることであります。噫、現代の政治家中、この第一義的資格を備ふるものが幾人あるであらうか。彼等の殆んど全部は、國民の幸福を犠牲にし、政權争奪に踊る、天皇政治の冒瀆者である以外に何物でもない。故に、私は、重ねて結論する、將來する皇國日本の所詮は、皇國日本の今日を、必然しつゝある、この、時代的迫力と、情勢的緊迫が 天皇の徳に應へて決定した。偉大なる人物、若くは、勢力によつて、率ゐらる、偉大なる政府の出現に、豫期することが、至上善の途であること、且つ、眞の天皇政治は、政權とか、政争とかを、兒戯として輕蔑してしまふべき、超在的な神聖政府の營爲其

ものであることである。

(大尾)

●自然と社會を混同して、何んでもかでも、唯物辨証法で律しやうとするマルクス派は、所詮、それ自らなる獨斷論で、自殺するより仕方がない。自然はザインの法則に、社會はゾルレンの法則に律せらるべきは、カント派の言を待たずとも當然であります。ザインの法則は命令しないが、ゾルレンの法則は嚴として命令する。故に、ザインの法則は *ought to be* の原因法であり、ゾルレンの法則は *ought to be* の目的法である。皇國國民主義の政治は、目的法が律する一番高次の政治である。かかる高次の政治は、我が日本にのみあり得る、神聖政府の手でなければ出來ないのである。

御

願

不肖な私が主宰いたします東風閣の第一聲として發言いたしました、この皇國々々主義の宣揚を、全日本國民に絶對普遍化するための方法に就て、既に知友其他各方面から色々な御注意をいただき居りますにより、私も全智全能を以つて、この思想普及のために、渾身の努力を捧ぐるべく、不退轉の覺悟を持ちますに就いては、この際、この小著見本版を熟讀翫味せられ、私といふ無資力な一布衣の救國濟民の天業に對し、御支援の志をおもち下さいませぬら、何卒御思召のまゝ、その多少は論じません。是非くあなた様の御厚志にあやからしていただきたいので御座ります。依つて御非禮を顧みず小著未端に振替用紙を添付させていただきます。御聽届け下さいますやう、合掌頓首いたします。

昭和十一年二月十一日

東風閣にて

ト 部 直 輔

〔後記〕 この拙い小著をものするたための背景として、十年近い時の経過が持った思索がある。いざ、その思索を簡明に文字に表示しやうと、敢然ヘンを執りあげたのが一月一日の黎明。ヘンは執つたがどうしても最初の第一字がヘンの先に現はれて来ない。擬乎と目を瞑つて考へ込んでしまふ。ペンをとり直してまた書き出さうとする、やつぱり文字がヘン先に出て来ない。頭は冴へる一方でたゞ目を瞑つてしまふばかり。到々、元日から三日の朝まで、殆んど不食不寝、椅子に頭をもたせたきりで、氷の様に冷たい頭の中へ火の様に熱した思念をつめこんだまゝ経過してしまふ。これではならぬ、心機を一轉させやうと、娘兒が促すままに、一つ明治神宮でも参拝しながら、頭山満先生の處へ御年賀に行つて来やうと出かけて見た。頭山先生は湯ヶ原へ出かけてお留守でお會ひ出来なかつたが、今夜こそヘンが執れさうだと思ふて家に歸つてすぐヘンを握りしめた。本論を後廻しにして序から書かうと考へてとゞ／＼書き出した。スラ／＼と一晩で序言を書きあげてしまふ。その翌朝、いよ／＼本論だと、がつしりとヘンをつかんだら、昨夜の不眠の疲れは何處へやら、頭の中が正宗の名刀の様に冴へ返つてしまつた、が、頭が冴へれば冴へる程また最初の文字が出て来ない。それから、毎日／＼、ポロ／＼の洋服を来たまゝ、下駄を履いて、濡れタオルを頭に衣せて、フラ／＼と夢遊病者の様に巷を彷徨ひ初めた。團子坂を下りて、谷中の墓地から不忍池へと、何遍も何遍も踰越として歩いた。その間、〇〇大將に會ひたくなつて御電話したが生憎お會ひ出来ず、何れ書きあげてからゆつくり會ひたいと思ふて、御手紙を書いたり、家の中の破れ障子やポロ／＼になつた壁を繕つたりしてゐるうちに、ふと明治天皇の御言葉「天下億兆！」が頭の中へ浮び上つた。そのひとときヘンは本論の上へ颯爽として乗つてしまつた。一瀉千里、一晩でノートブックにその一章を書き下ろしてしまつた。もうしめた、今度は本論の本論たる皇國々民主主義の主張だと思つたら気が急に軽くなつて、ヘンは滑らかに走り出した。が、軽い隨筆ものと違つて、ヘンが鈍り出したら最後、ハタツと行きつまつてしまふ。到々、牛頁書くの二十餘時間の断食と不動の沈黙を續けたことが二度ばかり、兎も角、無事に一月二十日の晩にノートへの走り書きながら、その大綱を書き終へた。それから補稿の餘録を書いたり、原稿紙への清書等で手間どつて、丁度二月十一日の紀元節の日に、正稿を完成することが出来た。その完成の瞬間、突然〇〇してぶつ燐れてしまつた。自分の使命を天に祈りつゝ、四日ばかり絶對安靜をして、十六日に起き出して、その晩隨想録の雙龍碑を一氣に書きなぐる。(直)

東風閣の使命

一、東風閣は「皇國日本」をして、全世界に優越する、愈々、より良き、より高き、國家たらしむるために、先づ、全國民の比類なき團結を結成すべく、専ら、創造進化の政治、經濟、社會政策、等々に依存する、國民大衆の啓蒙を企圖し、進むで、思想報國の責務に就くものであります。

二、東風閣は、左の附帯事業の建設並に經營を期します。

(一) 土を愛する勤勞至上の生活を基調として、人格の發見、並に、陶冶を目的とする私塾。

(二) 土に親しむことを基調として、少年健康道場。

三、東風閣は、一布衣たる卜部直輔が、その身命を皇國に捧ぐべく、その全智全能を傾けさせるところの、堅固な、しかも神聖な城郭であります。

附記

私塾、並に、少年健康道場の建設着手は、暫く、將來的に留保して居ります。



昭和十一年二月十一日印刷
昭和十一年三月十二日發行



皇國々民主義 非賣

著者 卜部直輔
東京市本郷區駒込町十三

發行所 東風閣東京事務所
東京市本郷區駒込町十三
電話小石川三八七一番
板橋東京六二五六三番

印刷者 鈴木理
東京市芝區白金三光町三〇八

東京市本郷區駒込肴町拾參番地

東風閣東京事務所

電話小石川(85)三八七一番
振替口座東京六二五六三番

1

2